

ひとり親家庭等医療費助成制度についてお知らせです。

平成 28 年 10 月 1 日から

児童の通院時の医療費も助成対象になります！



ひとり親家庭等医療費助成制度とは

- ひとり親家庭等の方が病院にかかった時に、保険医療費の自己負担分の一部について助成を受けることができる制度です。

現 行：父母・児童ともに入院時の医療費に対して助成

今回の
改正点

拡充後：児童の通院時の医療費に対しても助成

※父母については、これまでどおり、**入院時のみ助成対象**となります。

※通院時、1ヶ月1医療機関につき1,000円を限度として一部自己負担があります。

※入院時の医療費について一部自己負担は生じませんが食事療養費は対象外です。

対象となる方は

対象となる方は次のとおりです。

- ①児童を扶養しているひとり親家庭の父母
- ②ひとり親家庭の父母に扶養されている児童
- ③父母のない児童

(児童は18歳に達する日以後の最初の3月31日までのものとなります。)



「ひとり親家庭の父母」とは、次のような方です。

- 配偶者と死別した男子(女子)で現に婚姻をしていないもの
- 離婚した男子(女子)であって現に婚姻をしていないもの
- 配偶者の生死が明らかでない男子(女子)
- 配偶者から遺棄されている男子(女子)
- 配偶者が海外にあるためその扶養を受けることができない男子(女子)
- 配偶者が精神又は身体の障がいにより長期にわたって労働能力を失っている男子(女子)
- 配偶者が法令により長期にわたって拘禁されているためその扶養を受けることができない男子(女子)
- 婚姻によらないで父(母)になった男子(女子)であって現に婚姻していないもの

所得制限とは

- 児童扶養手当を受給できる所得水準にある世帯が対象となります。

(一定以上の所得がある方は対象外となります。)

医療費の助成を受けるためには、市町村への申請が必要です。

申請の方法は各市町村によって異なりますので、お住まいの市町村にお問い合わせください。



お問い合わせ・ご相談は お住まいの各市町村へ

市町村名	担当課名	所 在 地	電話番号
徳島市	子育て支援課	770-8571 徳島市幸町2丁目5	088-621-5564
鳴門市	子どもいきいき課	772-8501 鳴門市撫養町南浜字東浜170	088-684-1146
小松島市	健康増進課	773-8501 小松島市横須町1-1	0885-32-4120
阿南市	福祉課	774-8501 阿南市富岡町トノ町12-3	0884-22-1592
吉野川市	子育て支援課	776-8611 吉野川市鴨島町鴨島115-1	0883-22-2266
阿波市	社会福祉課	771-1695 阿波市市場町切幡字古田201-1	0883-36-6812
美馬市	子どもすこやか課	777-8577 美馬市穴吹町穴吹字九反地5	0883-52-5606
三好市	保険医務課	778-8501 三好市池田町シンマチ1500-2	0883-72-7613
勝浦町	福祉課	771-4395 勝浦郡勝浦町大字久国字久保田3	0885-42-1502
上勝町	住民課	771-4501 勝浦郡上勝町大字福原字下横峯3-1	0885-46-0111
佐那河内村	健康福祉課	771-4195 名東郡佐那河内村下字中辺71-1	088-679-2971
石井町	子育て支援課	779-3295 名西郡石井町高川原字高川原121-1	088-674-1623
神山町	健康福祉課	771-3395 名西郡神山町神領字本野間100	088-676-1114
那賀町	保健医療福祉課	771-5495 那賀郡那賀町延野字王子原31-1	0884-62-1141
牟岐町	住民福祉課	775-8570 海部郡牟岐町大字中村字本村7-4	0884-72-3416
美波町	保健福祉課	779-2395 海部郡美波町奥河内字本村18-1	0884-77-3614
海陽町	福祉課	775-0395 海部郡海陽町奥浦字新町44	0884-73-4313
松茂町	町民福祉課	771-0295 板野郡松茂町広島字東裏30	088-699-8713
北島町	民生児童課	771-0285 板野郡北島町中村字上地23-1	088-698-9802
藍住町	福祉課	771-1292 板野郡藍住町奥野字矢上前52-1	088-637-3114
板野町	住民課	779-0192 板野郡板野町吹田字町南22-2	088-672-5984
上板町	福祉保健課	771-1392 板野郡上板町七條字経塚42	088-694-6810
つるぎ町	福祉課	779-4195 美馬郡つるぎ町貞光字東浦1-3	0883-62-3116
東みよし町	福祉課	779-4795 三好郡東みよし町加茂3360	0883-82-6306

徳島県県民環境部 次世代育成・青少年課
子ども・子育て支援室

〒770-8570 徳島市万代町1-1 TEL(088)621-2181

ひとり親家庭等医療費助成制度の改正内容について

1. 助成対象の拡充

これまで、ひとり親家庭等医療費助成では入院時の医療費が助成対象でしたが、平成28年10月1日から児童の通院費も助成対象に加えられます。

○変更後の助成対象について（網かけ部分が今回変更部分）

	ひとり親家庭の父母	ひとり親家庭の児童	父母のない児童
入院	助成対象 一部自己負担なし	助成対象 一部自己負担なし	
通院	助成対象外	助成対象 一部自己負担1,000円	

※一部自己負担について

- ・診療報酬明細書ごとに1,000円を限度に受給者が負担します。
- ・院外処方箋により薬を処方された場合、薬局での一部自己負担は生じません。

2. 受給者証及び公費負担者番号の変更

市町村から「ひとり親家庭等医療費受給者証」が、新たに交付されます。

	変更前	変更後
受給者証	重度心身障がい者等医療費受給者証 (ひとり親家庭の父母等用)	ひとり親家庭等医療費受給者証
公費負担者番号	「46」で始まる8桁の番号	「49」で始まる8桁の番号

3. 医療機関の皆様へお願い

貴医療機関に「ひとり親家庭等医療費受給者証」をお持ちの方が診察を受けられた場合には、次のようにご対応いただくようお願いいたします。

児童の通院：一部自己負担額の1,000円を本人に請求してください。
1,000円を超える医療費自己負担分はレセプトにより審査支払機関に請求してください。

父母の通院：ひとり親家庭等医療費助成は適用されません。従来どおりに対応してください。

入院：食事療養費を本人に請求してください。
(父母・児童) 食事療養費以外の医療費自己負担分はレセプトにより審査支払機関に請求してください。

※乳幼児等（はぐくみ）医療費助成との関係

通院の際には、乳幼児等医療費助成を優先してください。

例えば、児童が、乳幼児等医療とひとり親家庭等医療の両方の受給者証を持っていた場合、通院の際には、乳幼児等医療の一部自己負担額がひとり親家庭医療の一部自己負担額より少額となりますので、乳幼児等医療費受給者証の提示を受けるようにしてください。